

新潟県病院局管理規程第5号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（課、係及び班の設置）</p> <p>第5条 局本庁にそれぞれ次のとおり課、<u>係及び班</u>を置く。</p> <p>総務課</p> <p> 総務係 職員係 <u>人材確保育成班</u></p> <p><u>経営企画課</u></p> <p> <u>企画係</u> <u>財務係</u></p> <p>業務課</p> <p> 業務管理係 施設係 <u>建設班</u> <u>県立看護専門学校設立準備班</u></p> <p>（分掌事務）</p> <p>第6条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p> 総務課</p> <p> (1) (略)</p> <p> (2) (略)</p> <p> (3) (略)</p> <p> (4) (略)</p> <p> (5) (略)</p> <p> (6) (略)</p> <p> (7) (略)</p> <p> (8) (略)</p> <p> (9) (略)</p> <p> (10) (略)</p> <p> (11) (略)</p> <p> (12) (略)</p>	<p>（課、室、班及び係の設置）</p> <p>第5条 局本庁にそれぞれ次のとおり課、<u>室、班及び係</u>を置く。</p> <p>総務課</p> <p> 総務係 職員係 <u>財務係</u></p> <p>業務課</p> <p> <u>改革室</u> <u>建設班</u> <u>業務管理係</u> 施設係</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第6条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p> 総務課</p> <p> (1) <u>病院事業経営の総括に関する事項</u></p> <p> (2) (略)</p> <p> (3) (略)</p> <p> (4) (略)</p> <p> (5) (略)</p> <p> (6) (略)</p> <p> (7) (略)</p> <p> (8) <u>経営分析に関する事項</u></p> <p> (9) (略)</p> <p> (10) (略)</p> <p> (11) (略)</p> <p> (12) (略)</p> <p> (13) (略)</p> <p> (14) (略)</p> <p> (15) <u>予算の調製、執行監督及び執行手続に関する事項</u></p> <p> (16) <u>資金計画及び出納に関する事項</u></p> <p> (17) <u>決算の調製に関する事項</u></p> <p> (18) <u>器械備品、診療材料及びその他資材に関する事項</u></p> <p> (19) <u>被服貸与に関する事項</u></p> <p> (20) <u>固定資産の取得、管理及び処分に関する事項</u></p> <p> (21) <u>業務状況の報告及び公表に関する事項</u></p>

(13) 看護専門学校に関する事項(業務課の所管に属する事項を除く。)

(14) 職員の研修に関する事項(業務課の所管に属する事項を除く。)

(15) その他経営企画課及び業務課に属しない事項

経営企画課

(1) 病院事業経営の総括に関する事項

(2) 経営分析に関する事項

(3) 業務改善に関する事項

(4) 施設経営の基本計画に関する事項

(5) 予算の調製、執行監督及び執行手続に関する事項

(6) 資金計画及び出納に関する事項

(7) 決算の調製に関する事項

(8) 器械備品、診療材料及びその他資材に関する事項

(9) 被服貸与に関する事項

(10) 固定資産の取得、管理及び処分に関する事項

(11) 業務状況の報告及び公表に関する事項
業務課

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) 看護専門学校の設立の準備に関する事項

(10) (略)

(11) (略)

(12) 施設設備の整備に関する事項

(13) 工事その他の入札に関する事項

(病院の組織)

第8条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、県立中央病院に地域連携センター、救命救急センター及び循環器病センター、県立精神医療センターに社会復帰部、県立吉田病院に地域連携室、県立新発田病院に教育研修センター、地域連携センター及び救命救急センター、県立リウマチセンターに地域連携センターを置く。

3 (略)

(分掌事務)

第9条 (略)

(22) その他業務課に属しない事項

業務課

(1)・(2) (略)

(3) 業務改善に関する事項

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) 看護専門学校に関する事項

(11) (略)

(12) (略)

(13) 施設経営の基本計画に関する事項

(14) 職員の研修に関する事項

(15) 施設設備の整備に関する事項

(16) 工事その他の入札に関する事項

(病院の組織)

第8条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、県立中央病院に地域連携センター、救命救急センター及び循環器病センター、県立精神医療センターに社会復帰部、県立吉田病院に地域連携室、県立新発田病院に地域連携センター及び救命救急センター、県立リウマチセンターに地域連携センターを置く。

3 (略)

(分掌事務)

第9条 (略)

2～7 (略)

8 県立新発田病院の教育研修センターの分掌事務は、次のとおりである。

- (1) 医師の臨床研修に関する事項
- (2) 医師の専門研修に関する事項
- (3) その他教育研修に関する事項

(局本庁の職の設置)

第14条 局本庁に法令の規定により置かれる職及び次条から第17条の4までの規定により置かれる職のほか、次のうち必要な職を置く。

事務職員及び技術職員をもつて充てる職

(1)～(3) (略)

(参与等)

第17条の2 局、課、係及び班に参与、参事、副参事、主査及び主任を置くことができる。

2 (略)

(経営企画員)

第17条の4 課に経営企画員を置くことができる。

2 経営企画員は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

第20条 病院の部、センター、室、課、科及び係に、次のとおり長を置く。

管理部～社会復帰部 (略)

救命救急センター 救命救急センター長 救命救急センター副センター長

地域連携センター～循環器病センター (略)

教育研修センター 教育研修センター長 教育研修センター副センター長

2～7 (略)

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2～7 (略)

第14条 局本庁に法令の規定により置かれる職及び次条から第17条の3までの規定により置かれる職のほか、次のうち必要な職を置く。

事務職員及び技術職員をもつて充てる職

(1)～(3) (略)

(局本庁の職の設置)

第14条 局本庁に法令の規定により置かれる職及び次条から第17条の3までの規定により置かれる職のほか、次のうち必要な職を置く。

事務職員及び技術職員をもつて充てる職

(1)～(3) (略)

(参与等)

第17条の2 局、課、室、班及び係に参与、参事、副参事、主査及び主任を置くことができる。

2 (略)

(課に置く室の長等)

第17条の4 課に置く室 (以下この条において「室」という。)に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受けて室の事務を処理する。

3 室に、経営企画員、副参事、主査及び主任を置くことができる。

4 経営企画員、副参事、主査及び主任は、上司の命を受けて室の事務を処理する。

第20条 病院の部、センター、室、課、科及び係に、次のとおり長を置く。

管理部～社会復帰部 (略)

救命救急センター 救命救急センター長 副救命救急センター長

地域連携センター～循環器病センター (略)

2～7 (略)